

SAKATA INX...

Visual Communication Technology

第148期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

■ 開催日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

■ 開催場所

大阪市中央区淡路町四丁目2番13号
アーバンネット御堂筋ビル3階
アーバンネット御堂筋ホール

■ 目次

● 第148期定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 吸収分割契約承認の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件	
● その他	
事業報告	39
連結計算書類	68
計算書類	70
監査報告書	72

証券コード：4633

2026年3月4日

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町四丁目2番13号

サカティンクス株式会社

代 表 取 締 役 上 野 吉 昭
社 長 執 行 役 員

第148期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第148期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.inx.co.jp/ir/investor/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト（三井住友信託銀行 株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

（議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトアクセスいただき、ID・初期パスワードをご入力ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サカティンクス」または「コード」に当社証券コード「4633」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2026年3月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市中央区淡路町四丁目2番13号
アーバンネット御堂筋ビル3階 アーバンネット御堂筋ホール

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第148期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第148期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1・2・3・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

第4・5号議案

- 全員賛成の場合 >> 賛 に○印
- 全員反対の場合 >> 否 に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> 賛 に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

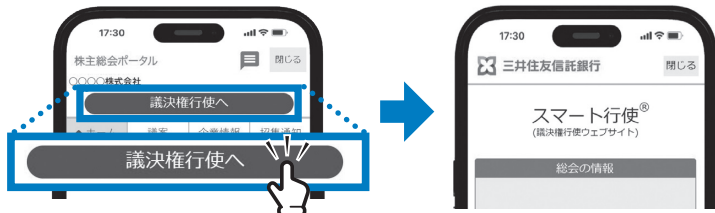
※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネット等による議決権行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0：00～5：00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主通信の廃止について

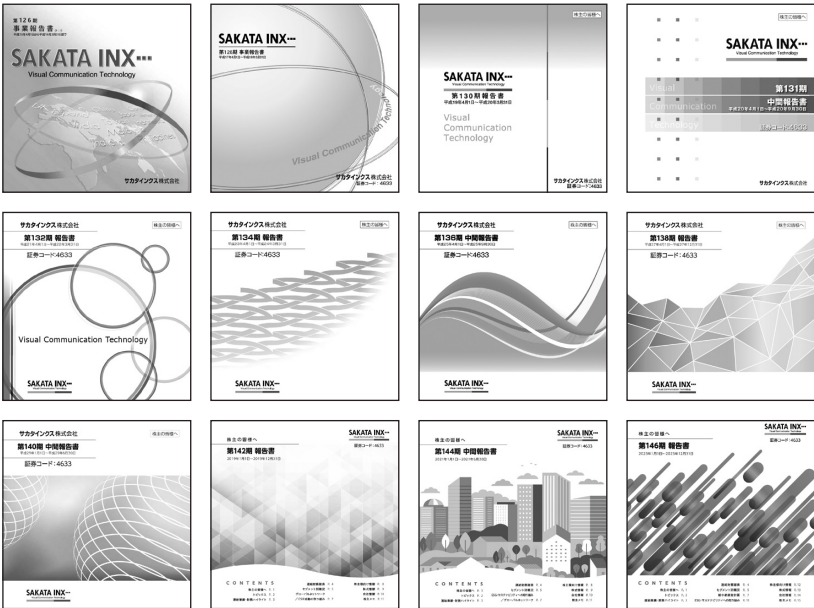
当社株主通信につきましては、「定時株主総会招集ご通知」や「統合報告書」および当社WEBサイトにて開示しております情報との重複が多いこと、また、地球環境に配慮した省資源化の観点から、2025年12月期の株主通信より廃止させていただきます。

今後も、当社ウェブサイト内にて主要な情報を開示させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ウェブサイトのご案内
 ニュースリリースやIRトピックスなどの最新情報を掲載しています。
 (<https://www.inx.co.jp/>)



【株主通信 バックナンバー表紙】



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策と位置付けており、業績、投資計画、経営環境を総合的に勘案し、積極的かつ安定的な配当と機動的な自己株式の取得を実施していきます。

この方針に基づき、中期経営計画2026 (CCC-II)期間中に総還元性向50%以上を目指しますが、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます（配当総額2,462,769,100円）。

なお、これにより2025年9月5日にお支払いいたしました中間配当金1株につき金45円と合わせまして、年間配当金は1株につき金95円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、持株会社体制への移行を目的に、当社100%出資の分割準備会社である「サカタインクス分割準備株式会社」（以下、「承継会社」といいます。）との間で、2027年1月1日を効力発生日として、当社が営む印刷インキ・機材事業、機能性材料事業等を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、本吸収分割にかかる吸収分割契約を2026年2月12日付で締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

また、効力発生日である2027年1月1日をもって、当社は「INXホールディングス株式会社」に、承継会社は「サカタインクス株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

なお、当社は持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

(1) 吸収分割を行う理由

当社は、長期ビジョン「SAKATA INX VISION 2030」に掲げた変革の柱の一つである「グローバル連結経営のさらなる強化」を実現し、将来にわたって持続的な成長と企業価値向上を目指すべく、グループガバナンスの強化、経営資源の最適な配分、ならびに機動的な組織体制の構築を推進するため、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

(2) 吸収分割契約の内容の概要

当社が承継会社と締結した吸収分割契約書の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

サカタインクス株式会社（以下、「甲」という。）とサカタインクス分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の事業のうち、印刷インキ・機材事業、機能性材料事業等（以下、総称して「本件分割対象事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第一条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：サカタインクス株式会社

住所：大阪府中央区淡路町四丁目2番13号

（乙）吸収分割承継会社

商号：サカタインクス分割準備株式会社

住所：東京都文京区後楽一丁目4番25号

第二条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき移転承継に支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。疑義を避けるために付言すると、会社法第759条第2項その他の法律の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務についても、乙がこれを全額負担するものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、乙と協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用（公租公課を含む。）については、乙が負担するものとする。

第三条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式2万8,000株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第四条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 87,500,000円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額 |

第五条（効力発生日）

効力発生日は、2027年1月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第六条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

第七条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「I N Xホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

第八条（競業避止義務）

甲及び乙は、本件分割に関し、会社法第21条が適用されないこと、したがって、甲は、本件分割後においても、本件分割対象事業について、一切競業避止義務を負わないことを確認する。

第九条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、本承継対象権利義務等に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第十条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第十一条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

2026年2月12日

甲 大阪市中央区淡路町四丁目2番13号
サカタインクス株式会社
代表取締役社長執行役員 上野 吉昭 ㊟

乙 東京都文京区後楽一丁目4番25号
サカタインクス分割準備株式会社
代表取締役 森田 博 ㊟

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件分割対象事業に属する次に記載する資産、負債その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2025年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

甲が本件分割の効力発生日において保有し、かつ、本件分割対象事業のみに属する以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品並びにその他流動資産

(2) 固定資産

機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、投資有価証券、国内関係会社株式、貸倒引当金並びにその他固定資産

2. 承継する負債

甲が本件分割の効力発生日において負担し、かつ、本件分割対象事業のみに属する以下の負債

(1) 流動負債

リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、短期借入金、賞与引当金並びにその他流動負債

(2) 固定負債

リース債務、長期借入金並びにその他固定負債

3. 承継する雇用契約等

本件分割対象事業に従事する従業員の労働契約は承継しない。なお、乙が承継した本件分割対象事業を行うにあたっては、甲の従業員を甲から乙に出向させることとする。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約・権利義務

甲が本件分割の効力発生日において締結している有効な契約であり、かつ、本件分割対象事業のみに関して締結している契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できないもの及び以下に掲げる契約に係るものを除く。）

- ① 甲のグループ経営管理事業に必要な外部委託先との契約及び権利義務
- ② 上記のほか、甲が引き続き締結する必要のある契約

(2) 許認可等

本件分割対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

(3) 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権は承継しない

以 上

(3) 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

①対価の相当性に関する事項

当社は、承継会社の完全親会社であることから、以下1)、2)ともに、当社内で当社および承継会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案し、適宜に決定したものであり、相当であると判断しております。

1) 交付する株式数に関する事項

2) 資本金および準備金等の額に関する事項

(ア)資本金 0円

(イ)資本準備金 87,500,000円

(ウ)その他資本剰余金 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

②承継会社の計算書類等に関する事項

承継会社は2026年1月7日に設立された会社であり、確定した事業年度は存在しません。承継会社の設立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】 現金及び預金	350 350	負債の部合計	0
		純資産の部	
		【株主資本】	350
		資本金	350
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		純資産の部合計	350
資産の部合計	350	負債及び純資産合計	350

- ③当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 持株会社体制への移行

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、現行定款の第1条（商号）および第3条（目的）について、持株会社体制移行後の当社および当社子会社の事業展開を見据えた変更を行うものであります。

なお、これらの変更につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が生じることを条件として、本吸収分割の効力発生日に変更の効力が生ずる旨の附則を設けるものといたします。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定および機動的な業務執行を行うことを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、当社の定款において、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設等を行うため変更案のとおり条文を変更するものであります。

(3) その他

上記の各変更に伴う条数の調整および全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における第1条（商号）および第3条（目的）の変更以外の定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社はサカタインクス株式会社と称し、英文ではSAKATA INX CORPORATIONと記載する。	第1条 当社はINXホールディングス株式会社と称し、英文ではINX HOLDINGS CORPORATIONと記載する。

現行定款	変更案
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当会社は次の各号に掲げる事業を営む <u>会社</u> (外国会社を含む。)、 <u>組合</u> (外国における 組合に相当するものを含む。) <u>その他これに 準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u>
1. ～2. (条文省略)	1. ～2. (現行どおり)
3. 化学工業用、環境保全用、電子・電気部品製造用および印刷情報関連用機械設備、 <u>機器・システムの設計、施工、製作および販売ならびにこれらに関する技術指導</u>	3. 化学工業用、環境保全用、電子・電気部品製造用および印刷情報関連用機械設備、 <u>機器・システムの設計、施工、製作および販売ならびにこれらに関する技術指導</u>
4. (条文省略)	4. (現行どおり)
5. 画像・音声・データ等の情報処理サービス、情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システム等の開発、 <u>製作、販売、賃貸借、管理</u>	5. 画像・ <u>動画</u> ・音声 <u>その他のデータ</u> 等の情報処理サービス、情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システム等の開発、 <u>制作、販売、賃貸借、管理</u>
6. ～7. (条文省略)	6. ～7. (現行どおり)
8. 前各号に関連する特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびノウハウの取得、 <u>譲渡、許諾、援助、教育および経営コンサルティングならびにこれらに付帯関連する業務</u>	8. 前各号に関連する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、 <u>ノウハウその他の知的財産権の取得、譲渡および利用許諾ならびに前各号の事業を営む企業に対する技術援助、教育および経営コンサルティング</u>
9. (条文省略) (新設)	9. (現行どおり) <u>②当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u>
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当会社は取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当会社は取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (決議要件) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の<u>規定</u>による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。 第16条 (条文省略) (議決権の代理行使) 第17条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 ②前項の株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社に取締役<u>3名以上</u>を置く。 (新設)	第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (決議要件) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の<u>定め</u>による株主総会の決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。 第16条 (現行どおり) (議決権の代理行使) 第17条 株主は、<u>当会社</u>の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u> ②前項の場合には、株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>10名以内を置く。 ②<u>当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u>

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第19条 取締役の<u>選任</u>は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) ②取締役の選任<u>決議</u>は累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ②補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了<u>すべ</u>き時までとする。 (新設)	(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の<u>決議</u>によって選任する。 ②前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> ③取締役の選任<u>については、</u>累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③補欠または増員として選任された取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の現任取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了<u>する</u>時までとする。 ④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(取締役会) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 ②取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ③ (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会はその決議によって取締役中から会長および社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ②取締役会はその決議によって代表取締役若干名を選定する。 第23条 (条文省略) (新設) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第24条 当会社に監査役3名以上を置く。	(取締役会) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 ②取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ③ (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会はその決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から会長および社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ②取締役会はその決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から</u>代表取締役若干名を選定<u>することができる。</u> 第23条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会)</u> 第27条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会 日の3日前までに発する。ただし、緊急の 場合にはこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役会の運営その他に関する事項につい ては、監査役会の定める監査役会規程によ る。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第28条 <u>監査役会は監査役の中から常勤の監査役を 選定する。</u>	(削除)
<u>(社外監査役の責任免除)</u> 第29条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、監査役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基 づく責任の限度額は、法令が規定する額と する。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員)
	第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会)
	第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
	②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく監査等委員会を開催することができる。
	③監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第6章 計算	第6章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第30条 当会社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。	第27条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、期末配当を行うことができる。
②前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	②前項に定める場合のほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。

現行定款	変更案
第32条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第33条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても <u>なお受領</u> されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第30条 期末配当金および中間配当金はその支払の <u>提供</u> の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる <u>ものとする</u> 。
第7章 買収防衛策	第7章 買収防衛策
第34条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
第35条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u>
	第1条 第148期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
(新設)	<u>(商号および目的に関する経過措置)</u>
	第2条 定款第1条（商号）および第3条（目的）の変更は、2027年1月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力の発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、多様性も考慮した上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものいたします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位、担当等	当事業年度における取締役会への出席状況
1	うえのよしあき 再任 上野吉昭	男性	代表取締役社長執行役員	100% (17回中17回)
2	もりたひろし 再任 森田博	男性	取締役専務執行役員 ・情報メディア事業・パッケージ事業・ 機能性材料事業・営業管理部・ CRM部担当、サタケムテック(株)・サタ ラボレーション(株)・サタプラントソリューション(株)管掌	100% (17回中17回)
3	たていりみのる 再任 建入実	男性	取締役上席執行役員 ・生産統括本部長	100% (17回中17回)
4	しらふじたかゆき 再任 白藤貴幸	男性	取締役執行役員 ・情報システム部・経理部・BPR 推進室担当、海外事業管掌、 グループ経営企画本部長	100% (13回中13回)
5	よしざわひろゆき 新任 芳澤廣之	男性	常務執行役員 ・機能性材料事業部担当	—
6	さとうよしお 再任 社外 独立 佐藤義雄	男性	社外取締役	100% (17回中17回)
7	つじもとゆきこ 再任 社外 独立 辻本由起子	女性	社外取締役	100% (17回中17回)
8	おおつきかずこ 再任 社外 独立 大槻和子	女性	社外取締役	100% (17回中17回)

候補者番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえ の よし あき 上 野 吉 昭 1961年12月22日生 (男性)	1985年 4 月 当社入社 2007年 6 月 研究開発本部第二研究部長 2008年10月 研究開発本部第三研究部長 2014年 6 月 取締役、研究開発本部長委嘱 2015年 6 月 資材部担当 2016年 7 月 資材部・マーケティング部担当 2018年 3 月 執行役員 資材部・マーケティング部担当 2018年 7 月 資材部担当 2019年 3 月 常務執行役員 2021年 3 月 代表取締役（現任）社長執行役員（現任） 2022年 1 月 研究開発管掌 2023年 4 月 研究開発本部担当	53,355株
【取締役候補者とした理由】 研究開発部門の要職を歴任し、現在は代表取締役社長執行役員を務め、経営者として強いリーダーシップを発揮し当社グループをけん引し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な役割を果たしてきました。その豊富な経験や幅広い知識と見識から、引き続き当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督を行うのに適任であると判断したものであります。			
2	もり た ひろし 森 田 博 1961年 8 月 7 日生 (男性)	1984年 4 月 当社入社 2006年 6 月 四国支店長 2013年 6 月 オフセット事業部東京第一営業部長・同東京第二営業部長兼務 2015年10月 オフセット事業部副事業部長・同東京第一営業部長・同東京第二営業部長兼務 2016年 3 月 理事、機能性材料事業部副事業部長 2016年 7 月 理事、機能性材料事業部長 2017年 3 月 取締役、機能性材料事業部長委嘱 2018年 3 月 取締役、執行役員 2019年 3 月 上席執行役員 2022年 1 月 常務執行役員 2022年 4 月 Inkjet Global Sales Committee Chairman 2023年 1 月 機能性材料事業部担当 2023年 3 月 取締役（現任） 2025年 1 月 情報メディア事業・パッケージ事業・機能性材料事業・営業管理部・CRM部担当（現任）、阪田産業株式会社（現サカタケムテック株式会社）・サカタラボステーション株式会社管掌（現任） 2026年 1 月 専務執行役員（現任）、サカタブランドソリューションズ株式会社管掌（現任）、サカタインクス分割準備株式会社代表取締役（現任）	30,057株
【取締役候補者とした理由】 オフセット事業部門および機能性材料事業部門の要職を歴任し、現在取締役常務執行役員として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な役割を果たしてきました。その豊富な経験や幅広い知識と見識から、引き続き当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督を行うのに適任であると判断したものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	たて いり みのる 建 入 実 1967年3月2日生 (男性)	1989年4月 当社入社 1996年1月 国際管理部付、シカゴ駐在 1999年1月 国際部付、ダンカーク駐在 2005年10月 印刷製版機材事業部応用技術部東京技術グループマネージャー 2009年3月 国際部付、茂名駐在 2015年2月 生産技術本部生産管理部長 2020年3月 執行役員 2021年3月 生産技術本部長 2023年1月 上席執行役員（現任） 環境・品質部担当、生産統括本部長（現任） 2023年3月 取締役（現任）	19,847株
【取締役候補者とした理由】 これまで海外重要拠点での駐在経験を経て、生産技術部門の要職を歴任し、現在取締役上席執行役員として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な役割を果たしてきました。その豊富な経験や幅広い知識と見識から、引き続き当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督を行うのに適任であると判断したものであります。			
4	しら ふじ たか ゆき 白 藤 貴 幸 1971年6月1日生 (男性)	1994年4月 当社入社、サカタインクスインターナショナル株式会社（現 シークス株式会社）出向 1998年4月 出向解除 2009年10月 経理部マネージャー 2017年2月 国際部マネージャー 2017年3月 国際部付、シカゴ駐在 2022年6月 グループ経営企画本部企画部長 2023年4月 グループ経営企画本部経営企画部長 2025年1月 執行役員（現任） グループ経営企画本部長（現任） 2025年3月 取締役（現任） 2026年1月 情報システム部・経理部・BPR推進室担当、海外事業管掌（現任）	14,072株
【取締役候補者とした理由】 これまで当社グループへの出向経験や海外重要拠点での駐在経験を経て、経理・財務並びに経営企画等の高い専門性と国際経験を有し、現在グループ経営企画本部長として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な役割を果たしてきました。その豊富な経験や幅広い知識と見識から、引き続き当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督を行うのに適任であると判断したものであります。			

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	※ よし ざわ ひろ ゆき 芳 澤 廣 之 1964年9月15日生 (男性)	1988年 4 月 当社入社 1997年 4 月 国際部付 シカゴ駐在 2016年 7 月 機能性材料事業部営業部 大阪営業部長 2021年 1 月 機能性材料事業部 副事業部長兼第二営業部長 2021年 3 月 執行役員 2023年 1 月 機能性材料事業部 事業部長 2024年 1 月 上席執行役員 機能性材料事業部担当 2024年 7 月 サカタブランドソリューションズ株式会社取締役 (現任) 2025年 1 月 Inkjet Global Sales Committee Chairman (現任) 2026年 1 月 常務執行役員 (現任) 機能性材料事業部担当 (現任)	10,093株
【取締役候補者とした理由】 これまで海外重要拠点での駐在経験を経て、機能性材料事業部門の要職を歴任し、現在常務執行役員として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な役割を果たしてきました。その豊富な経験や幅広い知識と見識から、新たに当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督を行うのに適任であると判断したものであります。			
6	さ とう よし お 佐 藤 義 雄 1949年8月25日生 (男性)	1973年 4 月 住友生命保険相互会社入社 2000年 7 月 同社 取締役嘱 (本社) 総合法人本部長 2002年 4 月 同社 常務取締役嘱常務執行役員 2007年 7 月 同社 取締役社長嘱代表執行役員 (代表取締役) 2011年 7 月 同社 代表取締役社長 社長執行役員 2014年 4 月 同社 代表取締役会長 2014年 6 月 パナソニック株式会社 (現 パナソニックホールディングス株式会社) 社外監査役 2014年 6 月 当社 社外監査役 2015年 7 月 住友生命保険相互会社 取締役会長 代表執行役 2018年 6 月 レンゴー株式会社 社外取締役 (現任) 2021年 4 月 住友生命保険相互会社 取締役 2021年 7 月 同社 特別顧問 (現任) 2022年 6 月 東洋証券株式会社 社外取締役 (現任) 2023年 3 月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 住友生命保険相互会社 特別顧問 レンゴー株式会社 社外取締役 東洋証券株式会社 社外取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 過去に住友生命保険相互会社の代表取締役会長・社長を歴任され、長年経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。また過去に当社の社外監査役として、監査業務にも携わり、さらに現在は当社の社外取締役として、取締役会の議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。これらの豊富な経験と幅広い見識に基づき、引き続き当社経営に対し有益なご意見やご指摘をいただけるとともに、独立・公正な立場で経営監督機能を果たしていただけると判断したものであります。なお、同氏は現に当社の社外取締役であり、その就任からの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。			

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	つじ もと ゆ き こ 辻 本 由 起 子 1964年2月10日生 (女性)	1986年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 2006年3月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 取締役 2008年4月 ピー・アンド・ジー株式会社 取締役 2012年6月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 取締役退任 2012年7月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 広報渉外本部コミュニケーションズディレクター 2014年4月 ピー・アンド・ジー株式会社 取締役退任 2014年6月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 退社 2014年11月 株式会社shapes 代表取締役 (現任) 2020年6月 株式会社ダスキン 社外取締役 2022年3月 当社 社外取締役 (現任) 2022年4月 神戸市参与 (採用教育担当) (重要な兼職の状況) 株式会社shapes 代表取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 現在は(株)shapesの代表取締役として、また過去にはプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社の取締役として、企業経営における豊かな経験と高い見識を有しておられます。またプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)在職中にはブランドマーケティングや広報・渉外部門の統括等を担当されるなど、幅広い経験を積まれました。さらに現在は当社の社外取締役として、取締役会の議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 これらの豊富な経験と幅広い見識に基づき、引き続き当社経営に対し有益なご意見やご指摘をいただけるとともに、独立・公正な立場で経営監督機能を果たしていただけると判断したものであります。 なお、同氏は現に当社の社外取締役であり、その就任からの年数は、本総会終結の時をもって4年です。			

候補者番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	おお つき かず こ 大 槻 和 子 1972年8月7日生 (女性)	1996年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年 5 月 公認会計士登録 2015年12月 有限責任監査法人トーマツ退所 2016年 1 月 今岡公認会計士・税理士事務所 公認会計士（現任） 2021年 9 月 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 監事（現任） 2023年 3 月 当社 社外取締役（現任） 2023年 6 月 石原ケミカル株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年 6 月 上新電機株式会社 社外監査役 2025年 6 月 上新電機株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 今岡公認会計士・税理士事務所 公認会計士 石原ケミカル株式会社 社外取締役（監査等委員） 上新電機株式会社 社外取締役（監査等委員）	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、過去に有限責任監査法人トーマツに、また現在は今岡公認会計士・税理士事務所に所属され、これまで様々な業界の事業会社の監査業務に携わっており、公認会計士として財務および会計に精通し、高い見識と幅広い経験を有しておられます。さらに現在は当社の社外取締役として、取締役会の議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 これらの豊富な経験と幅広い見識に基づき、引き続き当社経営に対し有益なご意見やご指摘を頂けるとともに、独立・公正な立場で経営監督機能を果たしていただけると判断したものであります。 なお、同氏は現に当社の社外取締役であり、その就任からの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐藤義雄氏、辻本由起子氏および大槻和子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えられるよう、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、現に当社の社外取締役である佐藤義雄氏、辻本由起子氏および大槻和子氏との間で責任限定契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 佐藤義雄氏、辻本由起子氏および大槻和子氏は現に当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ておりますが、各氏の再任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づき引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同じ内容にて更新する予定であります。
7. 佐藤義雄氏は、住友生命保険相互会社の代表取締役会長・社長などを歴任されてきましたが、2021年7月に取締役を退任して以降、同社の業務執行には携わっておりません。また、同社は当社の株式を7.13%（持株比率）保有し、さらに当社は同社から借入を行っておりますが借入額は連結総資産の1%未満と僅少であり、いずれも同氏の独立性に影響を与えるものではありません。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性別	当社における地位、担当等	当事業年度における取締役会への出席状況	当事業年度における監査役会への出席状況
1	はま だ よう いち 濱 田 洋 一 新任	男性	常任アドバイザー	—	—
2	なか だ え り 中 田 英 里 新任 社外 独立	女性	—	100% (17回中17回)	100% (17回中17回)
3	く ぼ た こう じ 久保田 興 治 新任 社外 独立	男性	—	—	—
4	か つき ゆ か 香 月 由 嘉 新任 社外 独立	女性	—	—	—

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	※ は ま だ よ う い ち 濱 田 洋 一 1962年5月27日生 (男性)	1986年4月 当社入社 2009年1月 国際部付 台北駐在 兼 TAIWAN SAKATA INX CORP.(台湾) 総経理 2014年5月 総務部長 2015年6月 人事部長 2019年3月 執行役員 総務部担当、人事部長 2020年3月 総務部・広報・IR室担当、人事部長 2023年1月 上席執行役員 総務部・広報・IR室担当、人 事部長 2023年6月 広報・IR室担当、人財創夢部長兼法務部長 2024年1月 法務部担当、人財創夢部長 2025年1月 常務執行役員 法務部・人財創夢部担当 2026年1月 常任スペシャルアドバイザー (現任)	16,238株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 これまでに当社の関連会社であるTAIWAN SAKATA INX CORP.(台湾)の総経理として経営全般に携わるとともに、主に人事部門、総務部門および法務部門の要職を歴任し、当社執行役員に就任以降は、人事部門、総務部門、広報・IR部門、法務部門を幅広く担当し、人事戦略のほか、コーポレートガバナンス強化やリスクマネジメント等について高い能力と専門性をもって業務を執行し、当社グループの管理業務全般に精通しております。 これらの経験および知見を活かして当社取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、監査することを期待し、新たに監査等委員である取締役として適任であると判断したものであります。			

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	※ なか だ え り 中 田 英 里 1973年1月20日生 (女性)	1995年 4 月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1998年 4 月 公認会計士登録 2016年 2 月 有限責任監査法人トーマツ退所 2016年 3 月 中田英里公認会計士事務所開設 同事務所 公認会計士（現任） 2018年 6 月 三京化成株式会社 社外取締役 2019年 6 月 三京化成株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年 3 月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 中田英里公認会計士事務所 公認会計士 三京化成株式会社 社外取締役（監査等委員）	0 株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 これまでに有限責任監査法人トーマツに所属され、また現在は中田英里公認会計士事務所を開設され、公認会計士として財務および会計に精通し、高い見識と幅広い経験を有しておられます。また、2024年3月からは当社社外監査役としての職務を適切に遂行しておられます。 過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、監査等委員会設置会社への移行後も、その豊富な経験や幅広い知識と見識により、当社取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査等が十分に期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として適任であると判断したものであります。			
3	※ く ぼ た こう じ 久 保 田 興 治 1983年 9 月26日生 (男性)	2010年12月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2011年 1 月 竹林・畑・中川・福島法律事務所入所 2021年 1 月 同事務所 パートナー弁護士（現任） 2023年 3 月 当社補欠社外監査役 (重要な兼職の状況) 竹林・畑・中川・福島法律事務所 パートナー弁護士	0 株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 弁護士として企業法務に精通し、高い見識と幅広い経験を有しておられます。過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、その豊富な経験や幅広い知識と見識により、当社取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査等が十分に期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として適任であると判断したものであります。			

候補者 番 号	氏 生 年 月 名 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	※ か つ き ゆ か 香 月 由 嘉 1966年6月30日生 (女性)	1989年7月 CSファースト・ボストン証券会社 (投資銀行部門) 入社 1998年7月 ドイツ証券株式会社 (資本市場部) 入社 2002年2月 HSBC証券株式会社 (プライベートエクイティ部) 入社 2007年7月 ポラリス・プリンシパルファイナンス株式会社 (現ポラリス・キャピタル・グループ株式会社) マネージングディレクター 2016年12月 ニューホライズンキャピタル株式会社マネー ジングディレクター／弁護士登録 2019年10月 みずほ証券プリンシパルインベストメント株 式会社企画管理部長 2021年12月 同社戦略投資部長兼企画管理部部長 2023年1月 株式会社ギフトホールディングス社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年12月 株式会社クラウドワークス 社外取締役 ポラリス・キャピタル・グループ株式会社CSO兼 法律顧問 (現任) 2025年3月 株式会社ACSL社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ギフトホールディングス 社外取締役 (監査等委員) ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 CSO兼法律顧問 株式会社ACSL 社外取締役 (監査等委員)	0株
【監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 投資会社等においての豊富な職務経験を有するとともに、弁護士として企業法務に精通し、高い見識と幅広い経験を有しておられます。過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、これらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の重要な事項の決定および経営執行の監督に活かし、コーポレートガバナンスの強化に貢献していただくこと、また、当社のファイナンス戦略についての適切な助言をいただくことが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として適任であると判断したものであります。			

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 中田英里氏、久保田興治氏および香月由嘉氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、監査等委員である社外取締役として有能な人材を迎えられるよう、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、現に当社の社外監査役である中田英里氏との間で責任限定契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。また、久保田興治氏および香月由嘉氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 中田英里氏は現に当社の社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づき引き続き独立役員となる予定であります。また、久保田興治氏および香月由嘉氏につきましても、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づき独立役員となる予定であります。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同じ内容にて更新する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社は、2007年6月28日開催の第129期定時株主総会において、取締役の報酬限度額について、取締役の報酬が年額380百万円以内とご承認いただき、現在に至っております。

つきましては、当社を取り巻く経営環境の変化や、グローバルな競争の激化に伴い、優秀な人材の確保および報酬水準の国際的な競争力を維持・向上させる必要があり、今後の事業拡大や経営体制の強化およびグローバルな視点での人選に対応するべく、取締役の職務執行に対する適切なインセンティブを付与し、企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に増額することにつきご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告に記載のとおりであります。社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から「固定報酬」のみとしており、それ以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、「固定報酬」と「業績連動報酬」としております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はありません。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、近年の法令・規制の強化や、企業の社会的責任に対する要請の高まりにより、監査等委員である取締役に求められる職責や業務負担が増大していることから、これに対応し、適切な報酬水準を確保するため、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、本総会の第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしているとおおり、年額500百万円以内であります。また、取締役（社外取締役を除く。）に対して予め導入しておりました「譲渡制限付株式報酬」については、2020年3月26日開催の第142期定時株主総会において、報酬限度額とは別枠として年額30百万円以内にご承認いただき、現在に至っております。

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」にてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、今後も譲渡制限付株式の報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。これは、当社を取り巻く経営環境の変化や、グローバルな競争の激化に伴い、優秀な人材の確保および報酬水準の国際的な競争力を維持・向上させる必要があり、今後の事業拡大や経営体制の強化およびグローバルな視点での人選に対応するべく、取締役の職務執行に対する適切なインセンティブを付与し、企業価値の向上を図ることを目的として、上限増枠を提案するものです。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役および社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はありません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整す

る。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】各取締役のスキル・マトリックス

第4号議案および第5号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

役職	氏名	専門性・経験							
		企業経営 経営戦略	財務・会計	グローバル	研究・製造・ 開発	営業・ マーケティング	法務・リスク コンプライアンス	人材育成	ESG
代表取締役 社長執行役員	上野 吉昭	●		●	●	●		●	●
取締役 専務執行役員	森田 博	●		●		●		●	●
取締役 上席執行役員	建入 実	●		●	●			●	●
取締役 執行役員	白藤 貴幸	●	●	●				●	●
取締役 常務執行役員	芳澤 廣之	●		●	●	●		●	●
社外取締役	佐藤 義雄	●				●	●	●	●
社外取締役	辻本 由起子	●		●		●		●	●
社外取締役	大槻 和子	●	●				●	●	●
取締役 (常勤監査等委員)	濱田 洋一	●		●			●	●	●
社外取締役 (監査等委員)	中田 英里		●				●		●
社外取締役 (監査等委員)	久保田 興治						●		●
社外取締役 (監査等委員)	香月 由嘉	●	●	●			●		●

【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役が、以下のいずれにも該当しない場合には、独立性を有するものと判断する。

1. 当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^{※1}または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者^{※2}またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先^{※3}またはその業務執行者
4. 当社の主要株主^{※4}またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な借入先^{※5}またはその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{※6}を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
8. 当社グループから多額の寄付^{※6}を受けている者またはその業務執行者
9. 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
10. 過去3年間に於いて上記2から9のいずれかに該当していた者
11. 上記1から9のいずれかに該当する者が重要な者^{※7}である場合における、その配偶者または二親等以内の親族

※1 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員および使用人をいう。

※2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度の取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※3 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※4 「主要株主」とは、直近の事業年度末における総議決権の10%以上を保有する者をいう。

※5 「主要な借入先」とは、直近事業年度末における当社連結貸借対照表の総資産の2%を超える借入先をいう。

※6 「多額の金銭その他の財産」および「多額の寄付」の「多額」とは、直近事業年度の受領額が1,000万円を超える場合をいう。

※7 「重要な者」とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役員および部長等の重要な業務を執行する使用人をいう。

以 上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、中東情勢の緊迫化などによる地政学リスクの高止まりに加え、米国の通商政策とその不確実性が世界へ波及し、先行きの景気減速懸念が続いた一年となりました。一方で、各国でインフレ圧力の低下が進んだことや個人消費の持ち直しが下支えとなり、全体としては底堅い成長を維持しました。

米国では、通商政策の影響による企業活動の抑制や先行き不透明感から、個人消費や設備投資は慎重な動きが続きました。また、関税の影響が企業収益や物価に徐々に表れるなど、景気回復のペースは鈍化しました。欧州では、所得環境の改善やインフレ圧力の低下を背景に個人消費が回復し、製造業の一部に弱さは残るものの、緩やかな持ち直しが続きました。アジアでは、中国では不動産市場の停滞により景気は伸び悩んでいるものの、全体としては堅調に推移しました。ただし域内においてもインド、ベトナムなどは好調な一方、タイでは内需の低迷が続くなど国によって景気の強弱が分かれる結果となりました。日本では、所得環境の改善が続くなか、食料品価格を中心とした物価の高止まりが消費の重荷となったものの、物価上昇率の鈍化もあり、景気は緩やかな回復基調を維持しました。

このような状況の中で、本年度は2030年を見据えた長期ビジョン『SAKATA INX VISION 2030』を実現させるための事業拡大・収益力強化フェーズである『中期経営計画2026 (CCC-II)』の2年目であり、グループの事業拡大・収益力強化に向けて、ボタニカルインキシリーズなど環境配慮型製品を軸にサステナブルな製品の積極展開を推進しました。特にパッケージ分野では、人口増加と経済発展により中間層が拡大する成長地域での拡販を続けるとともに、グローバルアカウント向け戦略製品の拡充・拡販や地域連携による購買・生産・物流の効率化などグローバル連結経営を推進しました。機能性材料事業では、従来製品の拡販に加え、インクジェットインキにおいては衣食住をターゲットとした新市場への拡大や、画像表示材料においてもより高品質製品の拡販などに取り組みました。

売上高は、米州で販売が好調であったことや機能性材料の販売が比較的好調であったことに加え、前第4四半期に買収した米国子会社が業績に寄与したことなどもあり、2,576億6千8百万円（前期比4.9%増加）となりました。

利益面では、人件費や諸経費が増加したものの、販売数量の増加による増収効果に加え、海外では原材料価格が安定的に推移し収益性の改善が続いたことなどから営業利益は152億2千6百万円（前期比15.7%増加）となりました。経常利益は153億6千4百万円（前期比19.2%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は政策保有株式の縮減により投資有価証券売却益を計上したことなどから116億9百万円（前期比28.9%増加）となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績をより適切に反映させるため、全社費用の配分基準の見直しを行っております。これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の費用配分方法に基づき作成したものを記載しております。

(単位：百万円)

	売上高					営業利益			
	前期	当期	増減額	増減率	(※)実質	前期	当期	増減額	増減率
印刷インキ・ 機材 (日本)	52,806	50,248	△2,558	△4.8%	△4.8%	927	1,436	508	54.9%
印刷インキ (アジア)	58,281	56,173	△2,108	△3.6%	△1.7%	5,747	6,913	1,166	20.3%
印刷インキ (米州)	87,863	101,860	13,997	15.9%	17.5%	4,474	5,285	810	18.1%
印刷インキ (欧州)	21,447	21,578	131	0.6%	△2.5%	66	64	△2	△3.0%
機能性材料	19,405	20,375	969	5.0%	4.8%	2,666	2,429	△236	△8.9%
報告セグメント計	239,805	250,236	10,431	4.3%	5.1%	13,881	16,129	2,247	16.2%
その他	12,731	14,031	1,299	10.2%	10.2%	180	270	90	50.0%
調整額	△6,965	△6,599	366	—	—	△900	△1,172	△272	—
合計	245,570	257,668	12,097	4.9%	5.7%	13,161	15,226	2,064	15.7%

(※) 実質増減率：海外連結子会社の為替換算の影響を除いた増減率

① 印刷インキ・機材（日本）

日用品、食品、飲料など多くのアイテムでの値上げが常態化し、家計の節約志向による消費マインドの低迷が続きました。パッケージ関連ではグラビアインキ、フレキソインキともにやや低調に推移したものの前期を上回りました。印刷情報関連では、デジタル化の影響による市場の構造的な縮小に加え、収益性改善のためオフセットインキでは不採算品目の削減を進めた影響などにより前期を下回りました。このような状況のなか、販売数量は減少したものの、販売価格の改定効果が寄与したことにより、印刷インキ全体では前期を上回りました。機材につきましては、印刷製版用材料では不採算品目の取り扱いを縮小している影響などにより前期を大きく下回りました。これらの結果、売上高は502億4千8百万円（前期比4.8%減少）となりました。

利益面では、人件費が増加した影響はあったものの、販売価格の改定効果などにより収益性が改善したことから、営業利益は14億3千6百万円（前期比54.9%増加）となりました。

② 印刷インキ（アジア）

米国の通商政策の影響が域内の経済成長を押し下げるなか、主力であるパッケージ関連のグラビアインキはベトナムで販売が比較的堅調に推移したものの、全体的にはやや伸び悩みました。印刷情報関連では、インドで販売が堅調に推移しました。売上高は、上半期の販売がやや低調であったことや前第2四半期に中国の子会社を持分譲渡により連結除外した影響に加え、為替換算の影響もあったことから、561億7千3百万円（前期比3.6%減少）となりました。

利益面では、連結除外の影響はあったものの、原材料価格が安定的に推移しているなかで経費の増加も抑制されたことなどから、営業利益は69億1千3百万円（前期比20.3%増加）となりました。

③ 印刷インキ（米州）

米国での通商政策による影響は限定的であるなか、主力のパッケージ関連では、北米では需要の緩やかな回復が続いていることに加え、ブラジルなど南米でも拡販が進んだこともあり、フレキソインキ及びグラビアインキの販売は好調に推移しました。メタルインキは環境負荷の観点からアルミ缶に対する需要拡大が続いているという背景に加え、南米でも順調に拡販が進んでおり、販売は堅調に推移しました。印刷情報関連であるオフセットインキは、市場の構造的な縮小はあるもののUVインキなどの販売が堅調であったこともあり前期を上回りました。売上高は、為替換算の影響があったものの、販売数量が増加したことや前第4四半期に買収した米国子会社が業績に寄与したことに加え、関税コスト分の調整を含む販売価格の改定効果などから、1,018億6千万円（前期比15.9%増加）となりました。

利益面では、人件費や諸経費の増加の影響などがあったものの、販売数量が増加したことや販売価格の改定効果に加え、新規連結の影響があったことなどから、営業利益は52億8千5百万円（前期比18.1%増加）となりました。

④ 印刷インキ（欧州）

パッケージ関連では第2四半期で販売がやや落ち込んだものの比較的堅調に推移し、メタルインキも主要顧客向けで販売が堅調に推移しました。売上高は、全体としては第2四半期で販売がやや落ち込んだ影響があったものの、アジア、米州セグメントとは異なり現地通貨高による為替換算の影響があったことなどから、215億7千8百万円（前期比0.6%増加）となりました。

利益面では、原材料価格は安定的に推移したものの、販売がやや伸び悩んだことや前第1四半期は一部製品で特需があったことの反動などから、営業利益は6千4百万円（前期比3.0%減少）となりました。

⑤ 機能性材料

インクジェットインキは販売が堅調だったこともあり前期を上回りました。カラーフィルター用顔料分散液はパネルメーカーにおける稼働率の持ち直しの動きにより販売が回復したことなどから前期を上回りました。トナーは海外で順調に拡販が進んだことなどにより前期を上回りました。これらの結果、売上高は203億7千5百万円（前期比5.0%増加）となりました。

利益面では、販売は増加したものの、諸経費が増加したことなどから、営業利益は24億2千9百万円（前期比8.9%減少）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、総額98億3千8百万円の投資を行いました。

その主なものは、INX International Ink Co.における新工場に係る建設費用（9億7千万円）であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第145期 2022年12月期	第146期 2023年12月期	第147期 2024年12月期	(当連結会計年度) 第148期 2025年12月期
売 上 高 (百万円)	215,531	228,362	245,570	257,668
経 常 利 益 (百万円)	4,961	13,634	12,893	15,364
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	4,555	7,466	9,006	11,609
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	85.52	149.22	180.64	235.26
総 資 産 (百万円)	177,403	194,087	221,470	225,864
純 資 産 (百万円)	92,952	105,651	119,221	126,519
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,724.45	1,974.19	2,264.08	2,425.44

(注) 1. 第147期より、連結損益計算書の「営業外収益 その他」に計上していた「受取ロイヤリティ」を「売上高」に含めて計上することに変更したため、第146期については当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

2. 当社は、2024年11月28日より「社員向け株式交付信託制度」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、「1株当たり当期純利益」の算定上、当該信託が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり純資産」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(4) 対処すべき課題

① 経営方針

当社グループは、「ビジュアル・コミュニケーション・テクノロジーの創造」をビジネステーマに、「人々の暮らしを快適にする情報文化の創造」を存在意義と定めており、技術力、情報力を駆使し、競争力と独自性を有したグローバルインキメーカーとして20を超える国と地域に展開しています。また、新規市場の開拓や既存の事業分野を越えた新規事業の創出など“新たな挑戦”と社内改革の実現を積極的に推進してまいります。さらに、当社グループは世界全体の共通アジェンダとなった“SDGs”にうたわれている、地球環境をはじめとした様々な社会課題にも取り組み、サステナブルな社会の実現に貢献していきながら、ESG経営を実践してまいります。

② 事業環境認識

近年の当社グループを取り巻く事業環境の主な変化について、次の通り認識しております。当期については2024年に引き続き、原油をはじめとした資源価格の低下によってインフレ圧力が緩和される一方で、ウクライナとロシアの問題や中東情勢の不安定化などの地政学リスクや長引く中国経済の停滞、そしてアメリカのトランプ大統領による通商関税政策などが世界経済に影響を与えました。さらに欧州を中心とした気候変動対策としての環境規制が強化されたことなどもあり、世界経済がますます不安定になる要素が多い年となりました。日本においては、円安による原材料高やインフレによる人件費、物流費の上昇が続くなか、人口減少による労働力不足や国内市場の縮小、さらに経済成長の停滞による消費活動の減退が懸念されており、国内構造の転換とグローバルリスク対応の両面で、新たな戦略と変化に対応した柔軟性が求められる局面が続いています。

このようななか、印刷インキ関連事業については、デジタル化の加速により、紙媒体の情報メディア向け製商品の需要が先進国を中心に、さらに減少していくことが見込まれるものの、主力のパッケージ関連の印刷インキは、食品、飲料及び衛生用品などの生活必需品の供給を支える事業であることから、世界の経済成長や人口の増加とともに、需要は中長期的に増加していくものと予想されます。機能性材料事業については、競合他社との競争が年々厳しくなりつつあるものの、インクジェットを中心としたデジタル印刷の用途拡大や、デジタルデバイスの高度化に伴う画像表示材料の高品質化などにより、市場は今後も拡大すると見込んでいます。

＊ 国内の少子高齢化の進行による人口動態の変化

- ・ 労働力人口の減少
- ・ 国内市場の縮小
- ・ 経済成長の停滞

＊国内・海外での市場・競争環境変化

- ・情報メディアのデジタル化によるインキ需要の低迷
- ・新興国市場における競争の激化
- ・脱プラスチックやリサイクルなど環境対応ニーズの変化と高まり

＊デジタル化によるバリューチェーンの変化

- ・デジタル媒体の大幅な増加
- ・印刷の多様化・カスタマイズ化・小ロット化

＊環境問題・社会課題への対応

- ・長期的なサステナビリティへの配慮、SDGsに向けた取り組みの重要性の高まり
- ・資源制約・原料価格高騰リスクの高まり
- ・ESG投資の影響力増大

③ 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、2030年の達成を目標とする長期ビジョンを2021年に策定し、それに基づいて事業活動を推進しています。

1896年の創業から130年目を迎え、これまで着実に成長してまいりました。一方で、近年はデジタルメディアの急激な普及や気候変動をはじめとした環境対策の必要性がより一層高まるなど、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しており、今後さらに非連続的な変化が起こりうる状況にあります。

このような事業環境の変化の中で、当社グループが社会から求められる企業として持続的に成長していくためには、柔軟性を持ち、長期的な視点に立って、将来のあるべき姿と、そこに至る道筋や施策を策定し、常にグループ全体でそれらを共有・推進していくことが重要です。サステナブルな社会の実現に貢献するため、様々な社会課題の解決に向けた社会の一翼を担いつつ、当社グループのさらなる発展を果たしてまいります。

長期ビジョン『SAKATA INX VISION 2030』の概要

1. 企業理念

ビジネステーマ 『ビジュアル・コミュニケーション・テクノロジーの創造』

存在意義 『人々の暮らしを快適にする情報文化の創造』

2. ビジョン

“Create and Innovate, Care for the Earth, Color for Life”

～あなたと、つくる、価値ある、あした～

新たな領域への挑戦によって“イノベーション”を生み出し、“地球”にやさしい技術で、“人生”を快適かつ豊かに彩り、世界中に笑顔があふれる未来を創る企業

3. 戦略の方向性

＊地球環境と地域社会を重視したE S G・サステナビリティの取り組み強化

- ・地球環境と人々の豊かで健康的な生活の向上に貢献し、世界が目指すサステナブルな社会の一翼を担う
- ・当社マテリアリティに対する各取組方針の実施を通じて、持続可能な社会の実現に貢献

＊印刷インキ事業・機能性材料事業の拡大

- ・主力のパッケージ印刷分野を中心に、より一層の環境経営を推進（印刷インキ）
- ・社会トレンドを捉えた高付加価値製品をグローバルに展開（機能性材料）

＊新しい事業領域への挑戦

- ・ターゲット領域

『事業発展領域』、『エレクトロニクス&エネルギー』

『バイオベース・脱石化材料』、『ヘルスケア』

4. 変革プロジェクト

＊グローバル連結経営のさらなる強化

＊ステークホルダーとの関係強化

＊人財育成の強化・組織風土の改革

5. E S G ・ サステナビリティへの取り組み 重要課題（マテリアリティ）と目指す社会

- | | | |
|-------------------------------|-----|------------------------------|
| * 持続可能な地球環境を
維持するための活動 | >>> | 地球環境を保護し、人々に安全と健康を |
| * 安心・安全な製品の供給 | >>> | 快適さ、利便性ととも、循環型社会の実現を |
| * 研究開発・技術力の強化 | >>> | 豊かな生活、新しいライフスタイルの創造を |
| * コーポレートガバナンス、
コンプライアンスの強化 | >>> | ステークホルダーとの良好な信頼関係を |
| * 人権の尊重、
D E I B の推進 | >>> | 人権、人格、多様性を尊重し、
働きやすい労働環境を |

『中期経営計画2026（CCC-Ⅱ*）』の概要

1. 基本方針

基盤構築の期間として取り組んだ前中期経営計画（CCC-Ⅰ）に続き、当社グループの長期ビジョン『SAKATA INX VISION 2030』をバックカスティングし、事業拡大・収益力強化に取り組む3年間として『中期経営計画2026（CCC-Ⅱ）』（以下、中計）を2024年2月に策定しました。

長期ビジョンにおける戦略の方向性として、「印刷インキ・機能性材料事業の拡大」「新しい事業領域への挑戦」「地球環境と地域社会を重視したE S G ・サステナビリティの取り組み強化」としており、それに基づいた事業活動を進めてまいります。

「印刷インキ・機能性材料事業の拡大」においては、パッケージ分野を中心にボタニカルインキシリーズなど環境配慮型製品を軸としたサステナブルな製品の積極展開をグループ全体で推進するとともに、デジタル化にともなう事業環境の変化に対応した事業構造改革を進めてまいります。また、インクジェットインキにおいては衣食住をターゲットとした新市場への拡大や、画像表示材料における拡販と新分野への展開などを行ってまいります。

「新しい事業領域への挑戦」では、基盤構築の期間で実施したさまざまなアプローチの成果に基づいて、事業化の可能性が高い製品・サービスを具現化し、収益につなげていく期間としています。その具現化の手段として、研究開発をさらに進めるとともに、当社の技術やサービスとの親和性が高い有望な技術を持つ企業や団体とのオープンイノベーションを進め、新しい製品やビジネスモデルの提案を加速させていきます。

また、「地球環境と地域社会を重視したE S G・サステナビリティの取り組み強化」については、環境に配慮したサステナビリティ製品の展開や気候変動に対応した事業活動でのさまざまな取り組み、持続的な発展を実現するための基盤となる人的資本政策、適正かつ透明性の高いガバナンス体制の構築を推進してまいります。

そしてこれらの取り組みは、資本コストや株価を意識した経営を基本とし、収益力強化や成長戦略への投資と株主還元に対する資本の最適配分に加え、資本コストの低減を進めるとともに、IR活動を通じて当社グループの成長ストーリーの実効性の実現性をステークホルダーの皆様理解していただくことで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

これらのさまざまな取り組み施策を当社グループ全体で着実に実行することにより、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、事業拡大と収益力の強化を実現し、ステークホルダーの皆様からより一層の信頼を得られるように、長期ビジョン実現と中期経営計画の目標達成に向け、邁進してまいります。

(*) CCC-II： 今中計を長期ビジョン『SAKATA INX VISION 2030』の「第二期・フェーズ2」とし、長期ビジョンのキャッチフレーズ「Create and Innovate, Care for the Earth, Color for Life」の頭文字からCCC-IIと表記いたしました。

2. 目標とする経営指標

当社グループは安定的かつ継続的な企業価値の向上のため、目標とする経営指標を設定しております。具体的には『中期経営計画2026 (CCC-II)』において最終期である2026年12月期に売上高2,700億円、営業利益180億円、経常利益190億円、親会社株主に帰属する当期純利益127億円、ROE 10%以上の達成を目標としております。

④ E S G・サステナビリティへの具体的な取り組み

当社グループは、長期ビジョン『SAKATA INX VISION 2030』における戦略の方向性として、「地球環境と地域社会を重視したE S G・サステナビリティの取り組み強化」を掲げております。2030年のSDGsの目標達成に向け、取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を定めており、事業活動を通じた社会課題の解決に取り組んでおります。

「持続可能な地球環境を維持するための活動」においては、気候変動・自然環境保全の全てに関わる活動、責任あるサプライチェーンの構築に取り組んでおります。気候変動に関わる活動においては、当社グループの温室効果ガス（Scope 1, 2）削減目標をSBT（Science Based Targets）基準の2034年度(2022年度比)58.8%削減、2050年に実質ゼロを目標とし、生産効率化の推進、省エネルギー活動の推進などを継続して実施しております。また、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」への賛同を表明し、TCFDが提言する開示フレームワークに沿った情報開示を進めております。自然環境保全に関わる活動においては、生物多様性に関する基本方針に基づき、当社グループの事業活動が生物多様性に及ぼす影響の理解、低減に努め、さまざまな活動を通じて生物多様性の保全に取り組んでおりま

す。責任あるサプライチェーンの構築においては、調達基本方針・調達ガイドラインに基づき、サプライヤーにCSR調達アンケートを実施するなど強固なサプライチェーンマネジメントの構築を進めております。

「安心・安全な製品の供給」においては、グローバル法対応に関する体制見直しを検討するなどグローバルな化学物質管理体制の構築、品質保証体制、製品管理体制の強化などに取り組んでおります。「研究開発・技術力の強化」においては、ボタニカル度(植物由来成分の比率)を高めたインキの開発、ボタニカル製品のラインナップ拡充なども進めております。また、環境への配慮として、パッケージの「紙化」という動きが注目されており、紙パッケージの性能向上に寄与するような各種コーティング剤の開発などに取り組んでおります。「コーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化」においては、グローバル経営体制の強化やリスクマネジメント・ガバナンスの強化などに取り組んでおります。また、当社グループとして価値観・倫理観を明確に打ち出し、これらに則り、公正かつ良識的な行動を実践することで国際社会にとっての重要な課題である腐敗行為の解決と持続可能な社会の実現に貢献するため、当社の倫理行動基準とグループ対象とする改定および腐敗防止基本方針を策定するなど取り組みを進めております。

「人権の尊重、DEIBの推進」においては、人権重視とDEIBの推進、働きがいのある職場・組織風土の実現などに取り組んでおります。人権重視においては、国連グローバルコンパクトの署名企業として「人権の保護」「不当な労働の排除」「環境への対応」「腐敗防止」に関わる国連グローバルコンパクト10原則を支持し、当社の人権方針に基づき、人権への負の影響を特定し、予防、軽減など対応を実施する人権デューディリジェンスへの取り組みを進めております。DEIBの推進に関しては、DEIB基本方針に基づき、男女における差の解消および女性のさらなる活躍促進に向け、積極的な登用とキャリアを形成しながら働き続けられる職場環境の整備を進めています。働きがいのある職場・組織風土の実現に関しては、健康経営を推進しており、健康経営優良法人2023に認定されました。また、長期ビジョンに掲げております2030年の国内女性管理職比率15%の達成に向けた基盤づくりや、教育研修体系の策定、海外研修制度の実施など自らのキャリアを描き、自律的に自身の能力や技術を磨いて、成長へとつなげられるよう働きがいのある職場の構築を進めております。

(5) 主要な事業セグメント

報告セグメント	主 要 な 製 品 及 び 商 品
印刷インキ・機材（日本）	フレキソインキ、グラビアインキ、新聞インキ、オフセットインキ、 印刷製版用材料、印刷製版関連機器
印刷インキ（アジア）	フレキソインキ、グラビアインキ、メタルインキ、新聞インキ、 オフセットインキ
印刷インキ（米州）	フレキソインキ、グラビアインキ、メタルインキ、オフセットインキ
印刷インキ（欧州）	フレキソインキ、グラビアインキ、メタルインキ、オフセットインキ
機能性材料	インクジェットインキ、トナー、カラーフィルター用顔料分散液、 機能性コーティング剤

(6) 主要拠点等

① 主要な営業所及び工場等

当 社 本 社 (本店)	大阪本社
当 社 本 社	東京本社
国 内 生 産 拠 点	当社 東京工場（千葉）、大阪工場（兵庫）、滋賀工場、羽生工場（埼玉）
国 内 販 売 拠 点	当社 大阪本社、東京本社、 北日本支社（宮城）、中日本支社（愛知）、西日本支社（福岡） グラビアパッケージ事業部四国営業部（香川） サカタケムテック株式会社（大阪） サカタラボレーション株式会社（東京） サカタブランドソリューションズ株式会社（東京）
国 内 研 究 拠 点	当社 第一研究部（千葉）、第二研究部・第三研究部（兵庫）
海 外 生 産 販 売 拠 点	INX International Ink Co.（米国） INX International Coatings and Adhesives Co.（米国） INX INTERNATIONAL DE MEXICO, S. DE R.L. DE C.V.（メキシコ） INX do Brasil Ltda.（ブラジル） INX International UK Limited（英国） SAKATA INX ESPANA,S.A.（スペイン） INX Digital Czech,A.S.（チェコ） A.M.Ramp & Co.GmbH（ドイツ） Galaxy Inks & Coatings Australia Pty Ltd（オーストラリア） Servicom New Zealand Limited（ニュージーランド） P.T.SAKATA INX INDONESIA（インドネシア） SAKATA INX（MALAYSIA）SDN.BHD.（マレーシア） SAKATA INX VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム） SAKATA INX（CAMBODIA）CO.,LTD.（カンボジア） CDI SAKATA INX CORP.（フィリピン） ETERNAL SAKATA INX CO.,LTD.（タイ） SAKATA INX（INDIA）PRIVATE LIMITED（インド） SAKATA INX（BANGLADESH）PRIVATE LIMITED（バングラデシュ） SAKATA INX SHANGHAI CO.,LTD.（中国） SAKATA INX（ZHONGSHAN）CORP.（中国）
海外その他の拠点	THE INX GROUP LIMITED（米国・持株会社） INX EUROPE LIMITED（英国・持株会社） SAKATA INX ASIA HOLDINGS SDN. BHD.（マレーシア・持株会社）

② 使用人の状況

使用人数

5,323名（前連結会計年度末比 180名増）

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 又は出資金	議決権比率 (注) 1	主 要 な 事 業 内 容
サカタケムテック株式会社 (注) 2	百万円 30	100.00 %	顔料・合成樹脂・工業薬品等の販売
サカタラボレーション株式会社	百万円 80	100.00 %	ディスプレイサービス
サカタブランドソリューションズ株式会社 (注) 3	百万円 50	100.00 %	ブランド保護ソリューション事業
THE INX GROUP LIMITED (米国)	US\$ 60	100.00 %	子会社等への投資
INX International Ink Co. (米国)	US\$ 10	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
INX International Coatings and Adhesives Co. (米国)	US\$ 60	100.00 (100.00) %	印刷用コーティング剤等の製造・販売
INX International Ink Corp. (カナダ)	千CAN\$ 1,292	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
INX INTERNATIONAL DE MEXICO, S. DE R.L. DE C.V. (メキシコ)	MXN 3,000	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
INX do Brasil Ltda. (ブラジル)	百万BRL 36	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
INX EUROPE LIMITED (英国)	Stg £ 1	100.00 (100.00) %	子会社等への投資
INX International UK Limited (英国)	千Stg £ 1,308	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
SAKATA INX ESPANA,S.A. (スペイン)	百万Euro 8	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
A.M.Ramp & Co.GmbH (ドイツ)	千Euro 618	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
INX Digital Czech,A.S. (チェコ)	百万CZK 29	100.00 (100.00) %	産業用インクジェットインキの製造・販売
Galaxy Inks & Coatings Australia Pty Ltd (オーストラリア) (注) 4	AUD 154	100.00 (100.00) %	印刷用インキの販売
Servicom New Zealand Limited (ニュージーランド) (注) 4	NZD 212	100.00 (100.00) %	印刷用インキの販売
SAKATA INX ASIA HOLDINGS SDN.BHD. (マレーシア) (注) 3	百万RM 14	100.00 %	子会社等への投資
P.T.SAKATA INX INDONESIA (インドネシア)	百万Rp 7,016	51.00 %	印刷用インキの製造・販売
SAKATA INX (MALAYSIA) SDN.BHD. (マレーシア)	百万RM 11	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
SAKATA INX VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)	百万VND 421,561	100.00 %	印刷用インキの製造・販売
SAKATA INX (CAMBODIA) CO.,LTD. (カンボジア)	US\$ 150,000	100.00 (100.00) %	印刷用インキの製造・販売
CDI SAKATA INX CORP. (フィリピン)	百万PHP 150	80.00 %	印刷用インキの製造・販売

会 社 名	資本金 又は出資金	議決権比率 (注) 1	主 要 な 事 業 内 容
SAKATA INX (INDIA) PRIVATE LIMITED (インド)	百万Rs 583	100.00 %	印刷用インキの製造・販売
SAKATA INX (BANGLADESH) PRIVATE LIMITED (バングラデシュ)	百万BDT 1,167	100.00 % (100.00)	印刷用インキの製造・販売
ETERNAL SAKATA INX CO.,LTD. (タイ)	百万BAHT 100	49.00 %	印刷用インキの製造・販売
SAKATA INX SHANGHAI CO.,LTD. (中国)	百万元 128	100.00 %	印刷用インキの製造・販売
SAKATA INX (ZHONGSHAN) CORP. (中国)	百万元 5	100.00 % (25.00)	印刷用インキの製造・販売
その他3社	—	—	—

- (注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合であります。
2. 2025年4月1日付で、阪田産業株式会社はサカタケムテック株式会社に社名変更しております。
3. 前連結会計年度末において非連結子会社であったサカタブランドソリューションズ株式会社及びSAKATA INX ASIA HOLDINGS SDN.BHD.は重要性が増したため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。
4. 当連結会計年度において、新規に取得したGalaxy Inks & Coatings Australia Pty Ltd、Servicom New Zealand Limited及び新規に設立したその他1社を、連結の範囲に含めております。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金 又は出資金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
シークス株式会社	百万円 2,144	22.94 %	電子部品等の輸出入販売
ロジコネット株式会社	百万円 200	50.00 %	貨物運送取扱業
TAIWAN SAKATA INX CORP. (台湾)	百万NT\$ 100	50.00 %	印刷用インキの製造・販売

③ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入金残高

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	7,685 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	7,267
株式会社三菱UFJ銀行	5,557

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 144,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 54,172,361株 (自己株式 4,916,979株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 43,302名 (前事業年度末比 14,753名増)
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,028 ^{千株}	12.24%
住友生命保険相互会社	3,510	7.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,024	4.11
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,856	3.77
サカティンクス社員持株会	1,601	3.25
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,430	2.90
有限会社神戸物産	1,416	2.88
株式会社朝日新聞社	1,181	2.40
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	1,029	2.09
神戸道雄	1,004	2.04

- (注) 1. 当社は、自己株式4,916,979株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主から除いております。なお、自己株式 (4,916,979株) には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式 (126,968株) は含めておりません。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2026年1月9日付 (報告義務発生日は2025年12月31日) でティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びその共同保有者1社から大量保有報告書 (変更報告書) が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2025年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「上位10名の株主」には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書 (変更報告書) の内容は以下の通りであります。

大 量 保 有 者 名	保有株式数	株式保有割合
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	3,967 ^{千株}	7.32%

3. 2025年12月18日付（報告義務発生日は2025年12月15日）で野村證券株式会社及びその共同保有者2社から大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2025年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「上位10名の株主」には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下の通りであります。

大量保有者名	保有株式数	株式保有割合
野村證券株式会社	218 ^{千株}	0.40%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL P L C)	205	0.38
野村アセットマネジメント株式会社	2,843	5.25

4. 2024年8月15日付（報告義務発生日は2024年8月12日）でニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びその共同保有者1社から大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2025年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「上位10名の株主」には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下の通りであります。

大量保有者名	保有株式数	株式保有割合
ニュートン・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社	2,209 ^{千株}	4.08%
メロン・インベストメンツ・コーポレーション (Mellon Investments Corporation)	98	0.18

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,509 ^株	5 ^名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」の「（4）取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
上 野 吉 昭	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	
福 永 俊 彦	取 締 役 専 務 執 行 役 員	情報システム部・経理部・BPR推進室担当、海外事業管掌、INX International Ink Co. Chairman
森 田 博	取 締 役 常 務 執 行 役 員	情報メディア事業・パッケージ事業・機能性材料事業、営業管理部・CRM部担当、サカタケムテック(株)・サカタラボステーション(株)管掌
建 入 実	取 締 役 上 席 執 行 役 員	環境・品質部担当、生産統括本部長
白 藤 貴 幸	取 締 役 執 行 役 員	グループ経営企画本部長
佐 藤 義 雄	取 締 役	住友生命保険相互会社 特別顧問 レンゴー株式会社 社外取締役 東洋証券株式会社 社外取締役
辻 本 由起子	取 締 役	株式会社shapes 代表取締役
大 槻 和 子	取 締 役	今岡公認会計士・税理士事務所 公認会計士 石原ケミカル株式会社 社外取締役（監査等委員） 上新電機株式会社 社外取締役（監査等委員）
淵 野 昌 弘	常 勤 監 査 役	
松 尾 晴 彦	常 勤 監 査 役	
岩 崎 雅 己	監 査 役	岩崎雅己法律事務所 弁護士
中 田 英 里	監 査 役	中田英里公認会計士事務所 公認会計士 三京化成株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役佐藤義雄氏、辻本由起子氏及び大槻和子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩崎雅己氏及び中田英里氏は、社外監査役であります。
3. 取締役佐藤義雄氏、辻本由起子氏及び大槻和子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役岩崎雅己氏及び中田英里氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (就任)
2025年3月27日開催の第147期定時株主総会において、白藤貴幸氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (退任)
取締役中村均氏は、2025年3月27日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、退任いたしました。
6. 当事業年度末日後に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
福 永 俊 彦	取 締 役	—	2026年1月1日
森 田 博	取 締 役 専務執行役員	情報メディア事業・パッケージ事業・機能性材料事業、営業管理部・CRM部担当、サカタケムテック(株)・サカタラボステーション(株)・サカタブランドソリューションズ(株)管掌、サカタインクス分割準備(株)代表取締役	2026年1月1日
建 入 実	取 締 役 上席執行役員	生産統括本部長	2026年1月1日
白 藤 貴 幸	取 締 役 執 行 役 員	情報システム部・経理部・BPR推進室担当、海外事業管掌、グループ経営企画本部長	2026年1月1日

7. 取締役大槻和子氏及び監査役中田英里氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. INX International Ink Co.は当社と同一の部類に属する事業を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第23条及び第29条並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	272	173	81	17	9
（うち社外取締役）	(27)	(27)	(－)	(－)	(3)
監査役	48	48	－	－	4
（うち社外監査役）	(12)	(12)	(－)	(－)	(2)
計	320	221	81	17	13
（うち社外役員）	(39)	(39)	(－)	(－)	(5)

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬（金銭報酬）は、資本コスト経営を意識し、算出指標として株主資本利益率（ROE）等を採用することとし、毎事業年度の目標値の達成度等に応じて、一定の基準に基づき算定し、決定いたします。その指標を採用した理由としては、株主資本利益率（ROE）を最も重要な経営指標の一つと捉え、この目標値を公表し、株主資本の有効活用を目指しつつ、安定的に成長投資資金を調達できる強固な財務基盤の確保を目指す上で妥当であると判断したためであります。

なお、株主資本利益率（ROE）の目標は、10%以上であり、その実績は10.0%であります。

③ 非金銭報酬等に関する事項

当社の中長期的な経営指標・目標の達成及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給するものであります。譲渡制限付株式報酬は、当社重要課題（マテリアリティ）におけるKPIの進捗・達成度等の非財務指標も用いて、一定の基準に基づき算定し、決定するものとし、各対象取締役が当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の譲渡制限付株式について発行又は処分を受けるものであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年6月28日開催の第129期定時株主総会において、報酬限度額について、取締役の報酬が年額380百万円以内、監査役の報酬が年額60百万円以内と決議（同定時株主総会終結時の取締役の員数は11名、監査役の員数は4名うち社外監査役2名）しております。また、取締役（社外取締役を除く）に対して導入している「譲渡制限付株式報酬」については、上記の報酬限度額とは別枠として、年額30百万円以内とし、2020年3月26日開催の第142期定時株主総会において決議（同定時株主総会終結時の取締役の員数は8名うち社外取締役3名、監査役の員数は4名うち社外監査役2名）しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議を経て、2021年2月12日開催の取締役会の決議により決定しております。なお、当該方針の一部変更について指名・報酬委員会において審議の上、2024年2月14日並びに2024年10月25日開催の取締役会で決議いたしました。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下の通りであります。

(a)基本方針

当社は、取締役の報酬として、以下に定める基本方針に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議の上、取締役の報酬体系として構成する「固定報酬」と「業績連動報酬」（金銭報酬及び非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」）を取締役会において決定いたします。なお、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から「固定報酬」のみとしております。

- ①当社グループの持続的成長を目指しつつ、株主と企業価値を共有し、企業価値向上につながる報酬体系であること
- ②多様で優秀な経営人財を確保できる水準であること
- ③決定の手続きが、客観的で透明性を高めたものであること

(b)固定報酬の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、外部調査機関の報酬データに基づく比較対象企業の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

(c)業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（金銭報酬）は、資本コスト経営を意識し、算出指標として株主資本利益率（ROE）等を採用することとし、毎事業年度の目標値の達成度等に応じて一定の基準に基づき算定し、決定するものとする。

(d)非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な経営指標・目標の達成及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給するものとする。

譲渡制限付株式報酬は、当社重要課題（マテリアリティ）におけるKPIの進捗・達成度等の非財務指標も用いて、一定の基準に基づき算定し、決定するものとし、各対象取締役が当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の譲渡制限付株式について発行又は処分を受けることとする。

(e)報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を参考に決定する。

なお、構成割合については、概ね、固定報酬60%～70%、業績連動報酬（金銭報酬）24%～32%、業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬6%～8%を目安とする。

(f)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

固定報酬及び業績連動報酬（金銭報酬）の総額については、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定し、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、代表取締役に一任することとする。

なお、業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の総額については、上記の報酬限度額とは別枠として、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定するものとする。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分についても、取締役会において決定するものとする。

(g) その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

業績連動報酬のうち非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」について、譲渡制限期間満了又は解除時点において、譲渡制限が解除されない割当株式については、当社は無償で取得するものとする。

なお、上記につきましては、2026年2月12日開催の取締役会の決議により以下のとおり変更しております。また、その効力発生日は2026年3月26日です。

(a) 基本方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬として、以下に定める基本方針に基づき、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議の上、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系として構成する「固定報酬」と「業績連動報酬」（金銭報酬及び非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」）を取締役会において決定いたします。なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、その役割と独立性の観点から「固定報酬」のみとしております。また、業務執行の監督および監査機能を担う監査等委員である取締役の報酬は、「固定報酬」のみとしており、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議により決定いたします。

- ① 当社グループの持続的成長を目指しつつ、株主と企業価値を共有し、企業価値向上につながる報酬体系であること
- ② 多様で優秀な経営人財を確保できる水準であること
- ③ 決定の手続きが、客観的で透明性を高めたものであること

(b) 固定報酬の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、外部調査機関の報酬データに基づく比較対象企業の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

(c) 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（金銭報酬）は、資本コスト経営を意識し、算出指標として株主資本利益率（ROE）等を採用することとし、毎事業年度の目標値の達成度等に応じて一定の基準に基づき算定し、決定するものとする。

(d)非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な経営指標・目標の達成及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給するものとする。

譲渡制限付株式報酬は、当社重要課題（マテリアリティ）におけるKPIの進捗・達成度等の非財務指標も用いて、一定の基準に基づき算定し、決定するものとし、各対象取締役が当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の譲渡制限付株式について発行又は処分を受けることとする。

なお、株主との一層の価値共有を図る観点から、譲渡制限付株式報酬においては、株価の上昇および配当を通じた株主リターンの総合的な指標である株主総利回り（TSR）を中長期的な企業価値向上の成果を測る参考指標の一つとして位置付けている。

(e)報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を参考に決定する。

なお、構成割合については、概ね、固定報酬60%、業績連動報酬（金銭報酬）30%、業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬10%を目安とする。

(f)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

固定報酬及び業績連動報酬（金銭報酬）の総額については、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分については、代表取締役に一任することとする。

なお、業績連動報酬のうち非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の総額については、上記の報酬限度額とは別枠として、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定するものとする。また、各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期及び配分についても、取締役会において決定するものとする。

(g)その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

業績連動報酬のうち非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」について、譲渡制限期間満了又は解除時点において、譲渡制限が解除されない割当株式については、当社は無償で取得するものとする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬及び業績連動報酬（金銭報酬）の総額については、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定し、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、代表取締役 社長執行役員 上野吉昭氏に一任しております。なお、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役割や責任に対する評価を行うのにもっとも適任であると判断しているからであります。

（５）社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社との当該他の法人等との関係

社外取締役佐藤義雄氏は、住友生命保険相互会社の特別顧問、レンゴー株式会社の社外取締役及び東洋証券株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、住友生命保険相互会社は当社の株式を7.13%（持株比率）保有し、当社は同社から借入を行っておりますが借入額は連結総資産の1%未満と僅少であり、また、レンゴー株式会社は当社の主要取引先であります。これらはいずれも同氏の独立性に影響を与えるものではありません。また、当社と東洋証券株式会社との間には特別の関係はありません。

社外取締役辻本由起子氏は、株式会社shapesの代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

社外取締役大槻和子氏は、今岡公認会計士・税理士事務所の公認会計士、石原ケミカル株式会社の社外取締役（監査等委員）及び上新電機株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社とそれぞれの法人等との間には特別の関係はありません。

社外監査役岩崎雅己氏は、岩崎雅己法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

社外監査役中田英里氏は、中田英里公認会計士事務所の公認会計士及び三京化成株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社とそれぞれの法人等との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	佐 藤 義 雄	当事業年度（第148期）の取締役会には17回中17回出席し、企業経営経験者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	辻 本 由 起 子	当事業年度（第148期）の取締役会には17回中17回出席し、企業経営経験者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	大 槻 和 子	当事業年度（第148期）の取締役会には17回中17回出席し、公認会計士としての専門的見地に基づき、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	岩 崎 雅 己	当事業年度（第148期）の取締役会には17回中17回出席し、また、当事業年度（第148期）の監査役会には17回中17回出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
	中 田 英 里	当事業年度（第148期）の取締役会には17回中17回出席し、また、当事業年度（第148期）の監査役会には17回中17回出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	62百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項(7) 重要な子会社及び関連会社の状況」に記載の当社の重要な子会社のうち、海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（KPMG等）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備及び運用状況などを勘案して、解任・不再任の決定を行う方針です。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

しかしながら、事前に取り締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは次の通りであります。

- ① 当社の企業価値の源泉についての把握
- ② 企業価値向上のための取組み
- ③ コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

なお、上記②につきまして当社グループは、長期ビジョン『SAKATA INX VISION 2030』と、それに基づく中期経営計画を策定しております。

当社グループが進むべき方向性を長期ビジョン『SAKATA INX VISION 2030』で明確に示しており、そのビジョン達成に向けて策定されたものが、中期経営計画になります。

当社は、上記を着実に実行していくことが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年6月27日開催の当社第130期定時株主総会にて導入いたしました当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続してまいりましたが、国内外の機関投資家をはじめとする株主との対話や買収防衛策をめぐる最近の動向、コーポレートガバナンス・コードの浸透等の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、本プランの継続の是非について慎重に検討を重ねた結果、有効期間満了となる2020年3月26日開催の当社第142期定時株主総会終結の時をもって本プランを継続せず廃止いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も引き続き、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するため、当社株式の大規模な買付行為を行うとする者に対しては、株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいりますとともに、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に取り組んでまいります。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（2））について

上記（2）「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従いまして、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（3））について

当社株券等の大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことや、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

従いまして、これらの取組みは、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	127,269	流動負債	62,275
現金及び預金	20,595	支払手形及び買掛金	25,437
受取手形及び売掛金	62,526	電子記録債務	11,833
商品及び製品	19,850	短期借入金	7,098
仕掛品	1,700	1年内返済予定の長期借入金	2,903
原材料及び貯蔵品	18,140	1年内償還予定の社債	1,000
その他	5,074	リース債務	905
貸倒引当金	△618	未払費用	7,688
		未払法人税等	1,133
		賞与引当金	766
		その他	3,509
固定資産	98,594	固定負債	37,068
有形固定資産	57,334	長期借入金	18,895
建物及び構築物	22,659	リース債務	2,797
機械装置及び運搬具	12,383	繰延税金負債	5,994
土地	10,389	退職給付に係る負債	4,704
リース資産	156	資産除去債務	76
建設仮勘定	5,115	その他	4,600
その他	6,630	負債合計	99,344
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	7,152	株主資本	98,979
のれん	1,315	資本金	7,472
その他	5,837	資本剰余金	5,828
		利益剰余金	91,590
		自己株式	△5,912
投資その他の資産	34,107	その他の包括利益累計額	20,178
投資有価証券	30,173	その他有価証券評価差額金	1,582
長期貸付金	23	繰延ヘッジ損益	1
退職給付に係る資産	1,210	為替換算調整勘定	18,203
繰延税金資産	1,387	退職給付に係る調整累計額	390
その他	1,416	非支配株主持分	7,361
貸倒引当金	△104	純資産合計	126,519
資産合計	225,864	負債・純資産合計	225,864

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		257,668
売上原価		193,234
売上総利益		64,433
販売費及び一般管理費		49,206
営業利益		15,226
営業外収益		
受取利息及び配当金	434	
為替差益	130	
不動産賃貸料	186	
持分法による投資利益	631	
その他	350	1,733
営業外費用		
支払利息	1,065	
その他	530	1,595
経常利益		15,364
特別利益		
投資有価証券売却益	2,991	2,991
特別損失		
減損損失	185	
固定資産除却損	27	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	600	
構造改革費用	268	
本社移転費用	111	1,197
税金等調整前当期純利益		17,158
法人税、住民税及び事業税	3,268	
法人税等調整額	731	4,000
当期純利益		13,158
非支配株主に帰属する当期純利益		1,549
親会社株主に帰属する当期純利益		11,609

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	37,238	流動負債	25,031
現金及び預金	4,491	支払手形	31
受取手形	807	電子記録債務	12,183
電子記録債権	8,068	買掛金	5,632
売掛金	16,374	短期借入金	100
商品及び製品	3,402	1年内返済予定の長期借入金	1,880
仕掛品	857	1年内償還予定の社債	1,000
原材料及び貯蔵品	1,911	リース債務	63
前渡金	334	未払金	328
前払費用	380	未払費用	1,204
その他	610	未払法人税等	380
貸倒引当金	△2	前受金	400
		預り金	865
		賞与引当金	602
		その他	357
固定資産	60,417	固定負債	17,889
有形固定資産	17,889	長期借入金	13,407
建物	7,342	リース債務	120
構築物	725	繰延税金負債	58
機械及び装置	1,754	退職給付引当金	3,882
車両運搬具	21	資産除去債務	76
工具、器具及び備品	404	その他	343
土地	7,271	負債合計	42,921
リース資産	152		
建設仮勘定	216		
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	2,301	株主資本	53,215
ソフトウェア	2,298	資本金	7,472
その他	2	資本剰余金	5,730
		資本準備金	5,574
		その他資本剰余金	156
投資その他の資産	40,226	利益剰余金	45,924
投資有価証券	4,134	利益準備金	840
関係会社株式	30,201	その他利益剰余金	45,083
関係会社出資金	3,882	固定資産圧縮積立金	2,014
前払年金費用	938	別途積立金	36,351
その他	1,401	繰越利益剰余金	6,718
貸倒引当金	△332	自己株式	△5,912
資産合計	97,656	評価・換算差額等	1,518
		その他有価証券評価差額金	1,517
		繰延ヘッジ損益	1
		純資産合計	54,734
		負債・純資産合計	97,656

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		66,681
売上原価		51,006
売上総利益		15,675
販売費及び一般管理費		15,120
営業利益		555
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,781	
その他	469	5,250
営業外費用		
支払利息	121	
為替差損	63	
貸倒引当金繰入額	88	
解決金	181	
その他	162	617
経常利益		5,188
特別利益		
投資有価証券売却益	1,685	1,685
特別損失		
固定資産除却損	27	
投資有価証券評価損	142	
投資有価証券売却損	3	
関係会社株式評価損	49	
本社移転費用	105	328
税引前当期純利益		6,544
法人税、住民税及び事業税	666	
法人税等調整額	49	715
当期純利益		5,829

独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

サカティンクス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 溝 静太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飴本 拓真

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サカティンクス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サカティンクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

サカティンクス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 溝 静太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飴本 拓真

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サカティンクス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等とオンライン形式を含めて意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

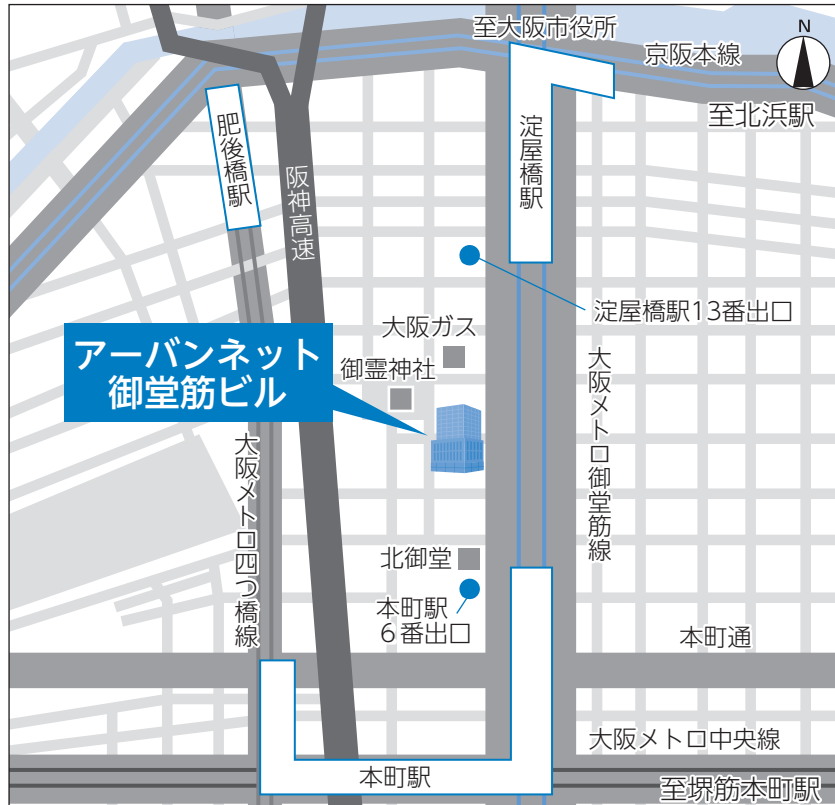
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

サカティンクス株式会社 監査役会

常勤監査役	湊野昌弘 ㊞
常勤監査役	松尾晴彦 ㊞
社外監査役	岩崎雅己 ㊞
社外監査役	中田英里 ㊞

株主総会会場ご案内図



会場 アーバンネット御堂筋ビル3階 アーバンネット御堂筋ホール
大阪府中央区淡路町四丁目2番13号

最寄駅 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅より徒歩4分・本町駅より徒歩3分

※駐車場がございませんので、ご了承ください。

- ◎ 車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。